枚方市議会定例会議案書

（令和８年９月定例月議会）
（追　加）

目　　次

報告第18号	専決事項の報告について	…	1
	専決第５号　和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	2
	専決第６号　和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	4
	専決第７号　和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	6
議案第47号	令和８年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第６号）	…	9
議案第48号	枚方市自家用有償旅客運送自動車条例の制定について	…	21

報告第１８号

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第２項の規定により議会に報告する。

令和８年（２０２６年）１０月７日提出

枚方市長　伏　見　　隆

記

１．専決事項　　和解及び損害賠償の額を定めることについて（３件）

専決第５号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和８年（２０２６年）９月２９日専決

枚方市長　伏　見　　隆

記

１．和解及び賠償の相手方　　枚方市在住者

２．事　件　の　内　容　　令和８年４月２２日午前９時２０分ごろ、本市環境部職員が公用車（小型ダンプ車・大阪４００み９７０２）を運転し、市道北中振９号線を西から東へ走行中、北中振１丁目１番付近の丁字路を右折した際、同丁字路の横断歩道を東から西に走行していた枚方市在住者が運転する自転車と接触し、同氏が負傷した事故である。

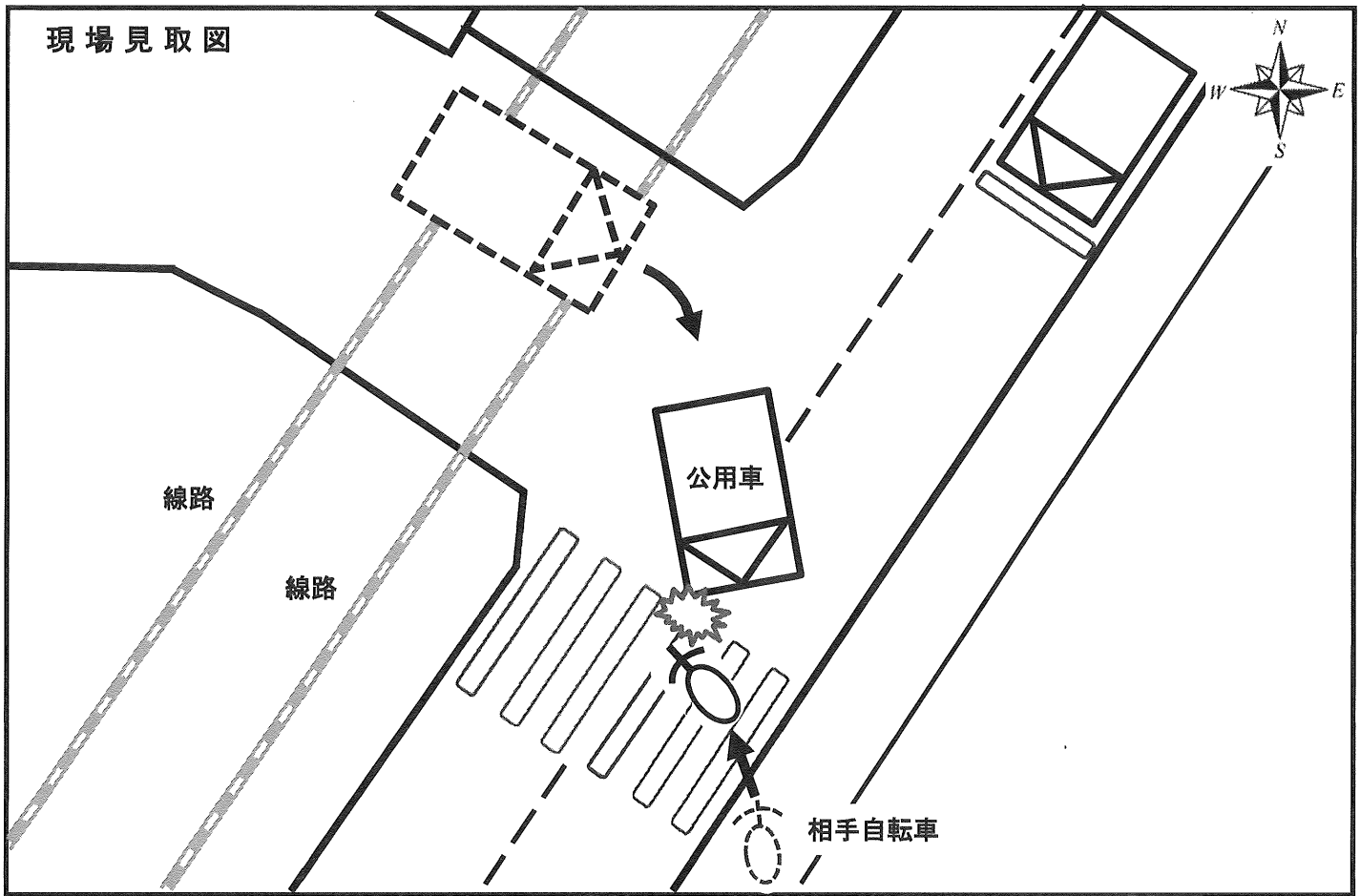
３．賠　償　の　額　　金　２７，１３０円

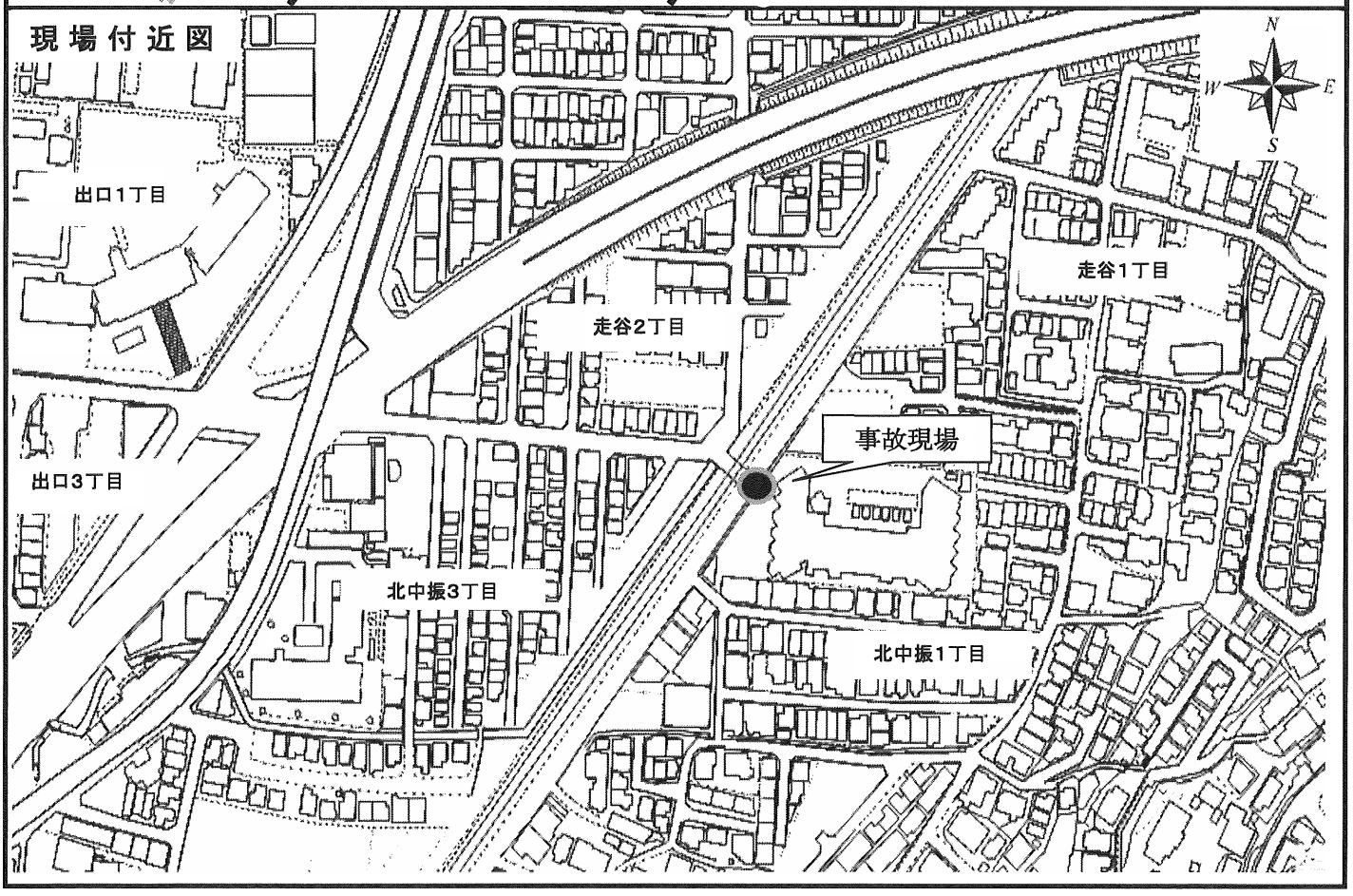
４．和　解　の　内　容

⑴　本市は相手方に対し人身傷害賠償金として金２７，１３０円の支払義務があることを認める。本市は相手方に対する同賠償金を相手方の指定する口座に支払う。

⑵　相手方は、本市から上記賠償金を受領したのち、今後、裁判上、裁判外を問わず何ら異議の申し立て、請求、提訴をしないことを誓約する。

専決第5号参考資料


現場見取図
N
W
E
S
線路
線路
公用車
相手自転車


現場付近図
N
W
E
S
出口1丁目
出口3丁目
走谷2丁目
走谷1丁目
事故現場
北中振3丁目
北中振1丁目

専決第６号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和８年（２０２６年）９月２９日専決

枚方市長　伏　見　　隆

記

１．和解及び賠償の相手方　　枚方市在住者

２．事　件　の　内　容　　令和８年４月２２日午前９時２０分ごろ、本市環境部職員が公用車（小型ダンプ車・大阪４００み９７０２）を運転し、市道北中振９号線を西から東へ走行中、北中振１丁目１番付近の丁字路を右折した際、同丁字路の横断歩道を東から西に走行していた枚方市在住者が運転する自転車と接触し、同車が損傷した事故である。

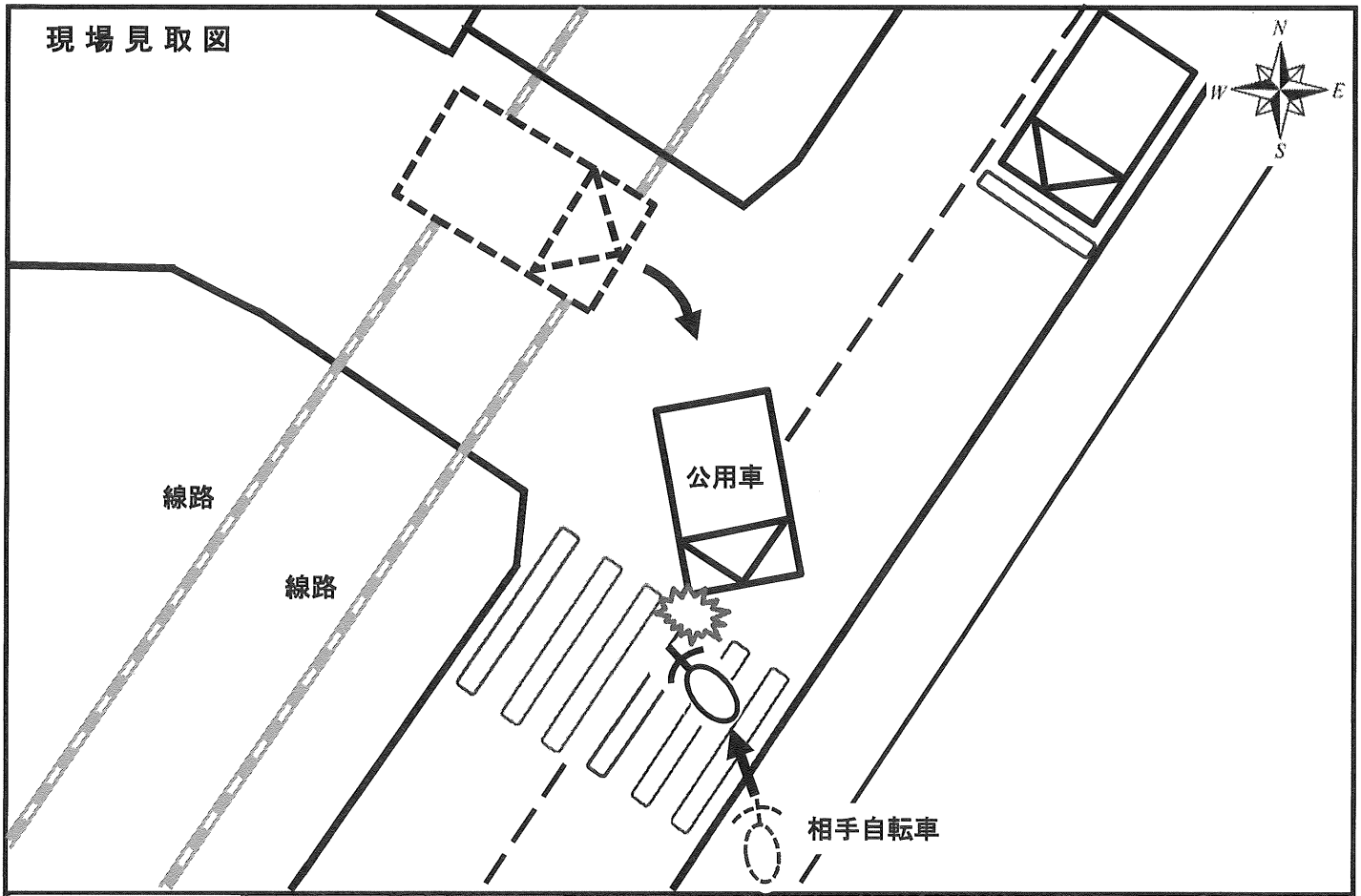
３．賠　償　の　額　　金　２１，４４２円

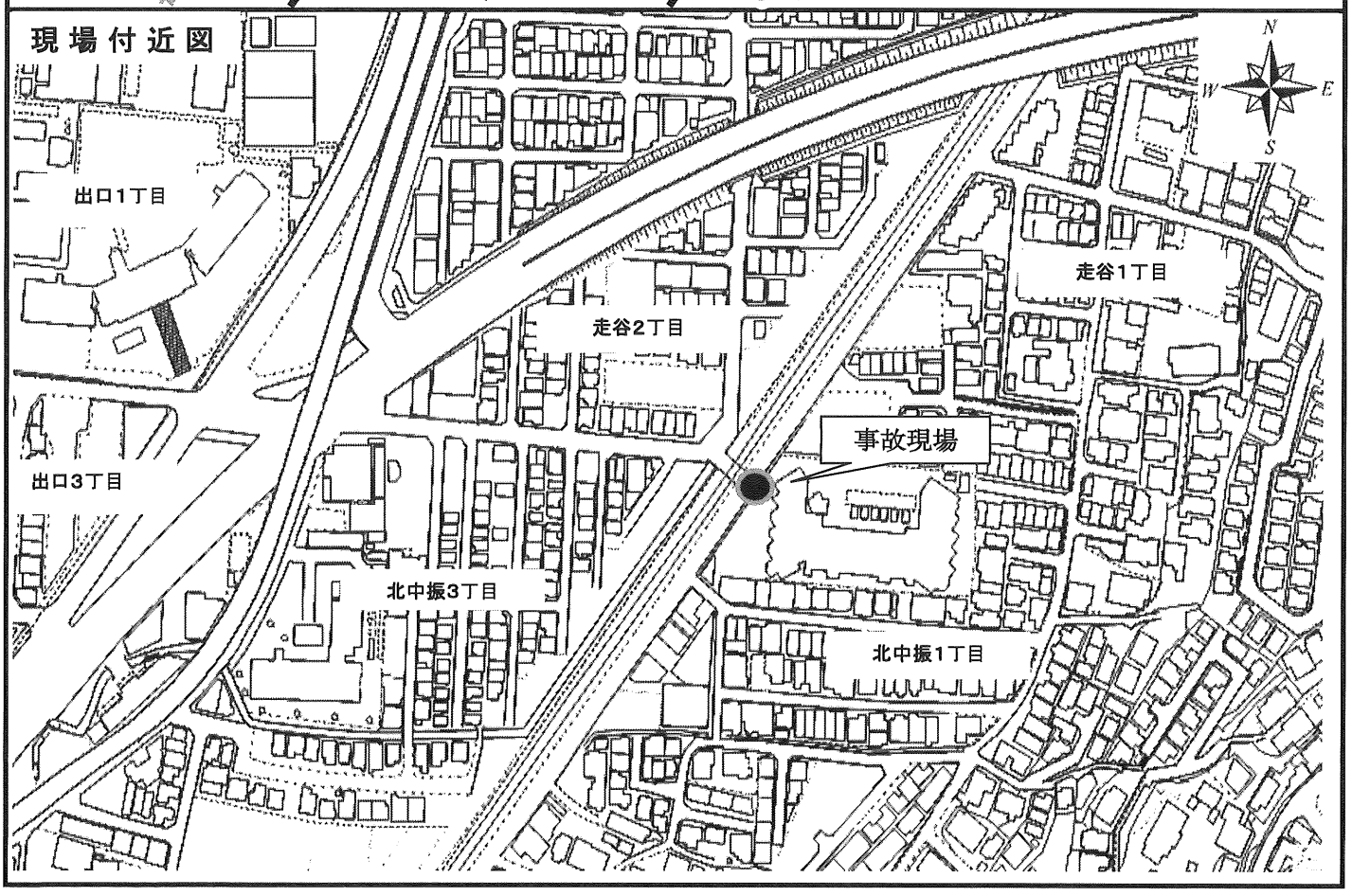
４．和　解　の　内　容

⑴　本市は相手方に自己責任額金２１，４４２円を支払う。

⑵　今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

専決第6号参考資料


現場見取図
N
W
E
S
線路
線路
公用車
相手自転車


現場付近図
N
W
E
S
出口1丁目
出口3丁目
走谷2丁目
走谷1丁目
事故現場
北中振3丁目
北中振1丁目

専決第７号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和８年（２０２６年）９月２９日専決

枚方市長　伏　見　　隆

記

１．和解及び賠償の相手方　　交野市在住者

２．事　件　の　内　容　　令和８年４月１７日午前１０時００分ごろ、本市都市整備部職員が公用車（小型貨物車・大阪４００せ３８４８）を運転し、主要地方道枚方大和郡山線を西から東へ走行中、交野市幾野６丁目３５番４号付近の交差点を右折した際、同交差点に東から直進してきた交野市在住者が運転する原動機付自転車と接触し、同車が損傷した事故である。

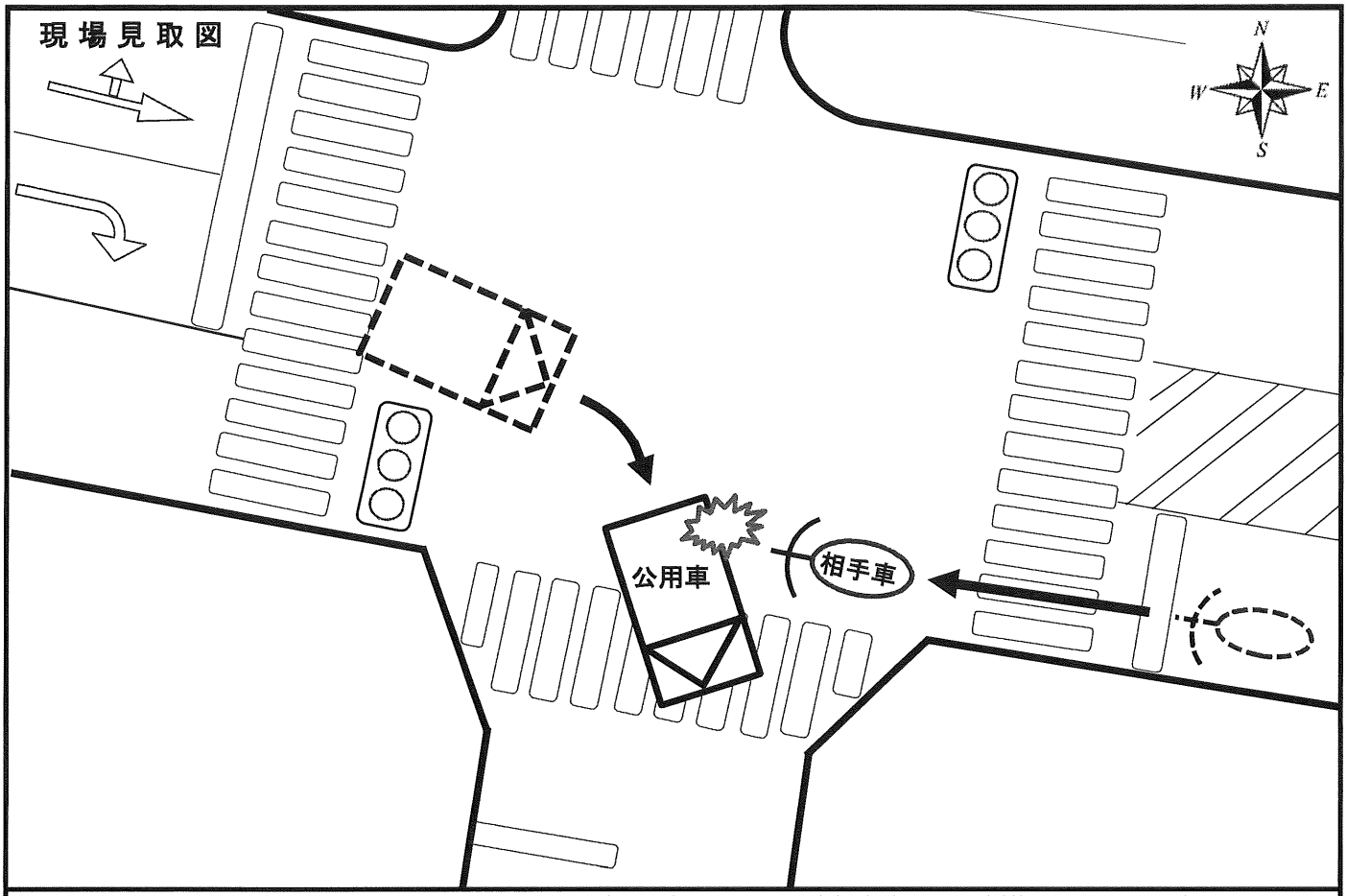
３．賠　償　の　額　　金　８５，４４７円

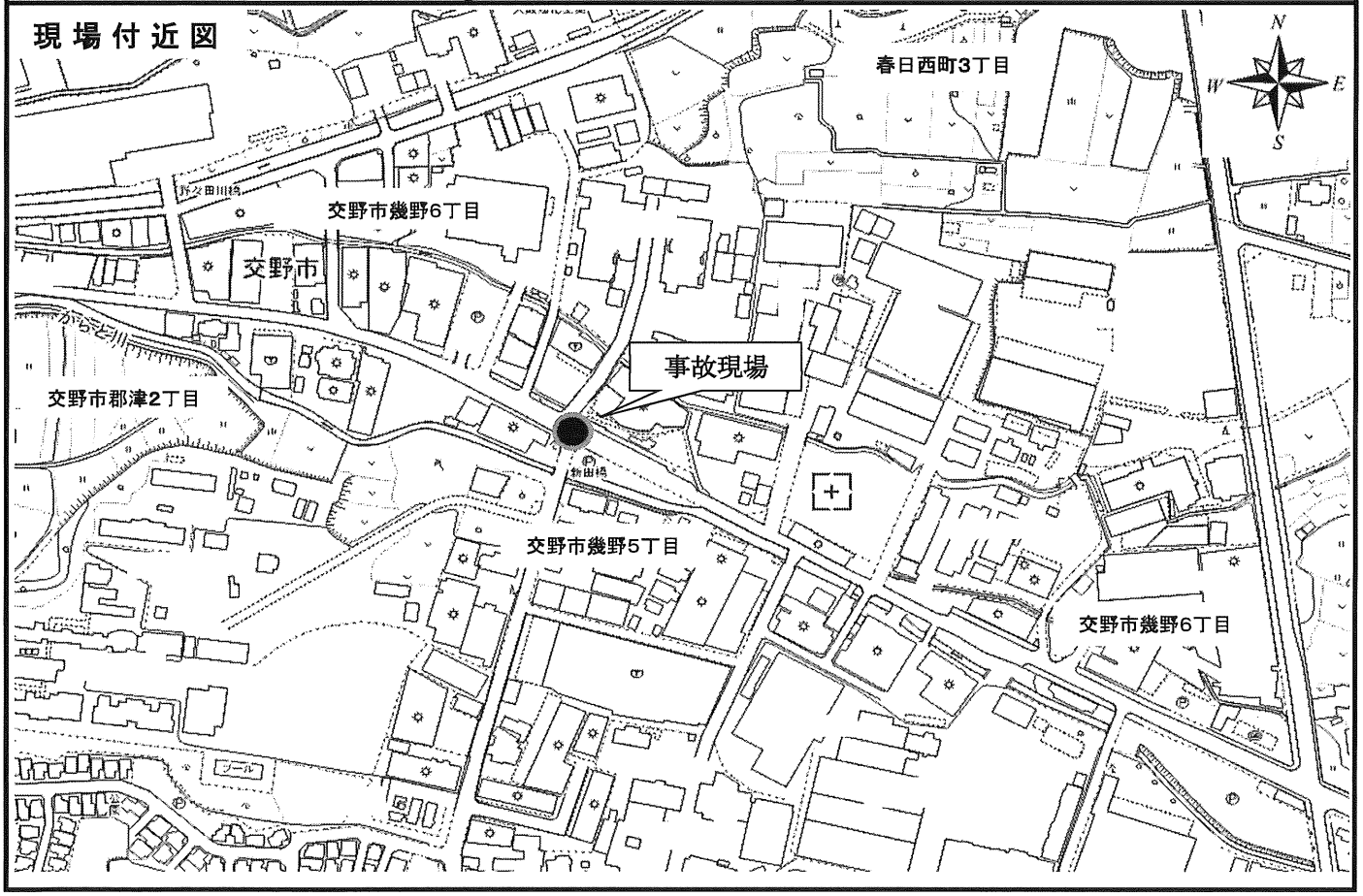
４．和　解　の　内　容

⑴　本市は相手方に自己責任額金８５，４４７円を支払い、相手方は本市に自己責任額金１１３，４９８円を支払う。

⑵　今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

専決第7号参考資料


現場見取図
N
W
E
S
公用車
相手車


現場付近図
N
W
E
S
春日西町3丁目
交野市幾野6丁目
交野市
事故現場
交野市郡津2丁目
交野市幾野5丁目
交野市幾野6丁目

議案第４７号

令和８年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第６号）

令和８年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 14,265千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 180,930,100千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和８年（２０２６年）１０月７日提出

枚方市長　伏　見　　隆

第　1　表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
19. 繰入金		9,202,188	14,265	9,216,453
	(1) 基金繰入金	9,062,852	14,265	9,077,117
歳　　入　　合　　計		180,915,835	14,265	180,930,100

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7. 土木費		18,403,898	14,265	18,418,163
	(2) 道路橋梁費	2,772,611	14,265	2,786,876
歳　出　合　計		180,915,835	14,265	180,930,100

第２表　債務負担行為補正

（単位：千円）

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限　度　額	期　間	限　度　額
自家用有償旅客運送委託	－	－	令和８年度から 令和10年度まで	172,386
合　　計		(5,100,000) 6,878,366		(5,100,000) 7,050,752

（　）書は、金融機関等に対する債務保証

凡　　例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報　償　費　……報	旅　　費　……旅	交　際　費　……交	消耗品費　……消
燃　料　費　……燃	食　糧　費　……食	印刷製本費　……印	光熱水費　……光
修　繕　料　……修	賄材料費　……賄	飼　料　費　……飼	医薬材料費　……医
通信運搬費　……通	広　告　料　……広	手　数　料　……手	筆耕翻訳料　……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料　……保			
委　託　料　……委	使用料及び賃借料　……使	工事請負費　……工	原材料費　……原
備品購入費　……備	負　担　金　……負	補　助　金　……補	扶　助　費　……扶
賠　償　金　……賠	償　還　金　……償	還付加算金　……還加	還　付　金　……還
投資及び出資金　……投	公　課　費　……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　入

款　項　目	補正前の額	補正額	計	節	
				区　分	金　額
(款)					
19. 繰入金	9,202,188	14,265	9,216,453		
(項)					
(1) 基金繰入金	9,062,852	14,265	9,077,117		
1. 基金繰入金	9,062,852	14,265	9,077,117	1. 基金繰入金	14,265
歳入合計	180,915,835	14,265	180,930,100		

（単位：千円）

細節	
区分	金額
23. 財政調整基金繰入金	14,265

概要説明	
1. 財政調整基金繰入金	14,265

歳　出

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
(款)							
7. 土　木　費	18,403,898	14,265	18,418,163	−	−	−	14,265
(項)							
(2)道路橋梁費	2,772,611	14,265	2,786,876	−	−	−	14,265
4. 交通対策費	448,060	14,265	462,325	−	−	−	14,265
歳　出　合　計	180,915,835	14,265	180,930,100	−	−	−	14,265

（単位：千円）

節	細節	概要説明
区分	区分	
金額	金額	
12. 委託料	1. 委託料	1. 公共交通利用促進事業経費 14,265
14,265	14,265	(1) 自家用有償旅客運送等事業費 14,265
		委 14,265

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
自家用有償旅客運送委託	補正前	－	－	－
	補正額	172,386		－
	補正後	172,386	－	－
合計	補正前	81,049,283		27,967,934
	補正額	172,386		－
	補正後	81,221,669		27,967,934

のについての前年度末までの支出額

の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
期間	金額	特定財源				一般財源
年度		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
－	－	－	－	－	－	－
	172,386	37,595	－	－	59,600	75,191
9～10	172,386	37,595	－	－	59,600	75,191
	53,081,349	3,822,728	1,315,292	7,609,970	2,246,788	38,086,571
	172,386	37,595	－	－	59,600	75,191
	53,253,735	3,860,323	1,315,292	7,609,970	2,306,388	38,161,762

議案第４７号参考資料

性質別経費内訳

（単位：千円）

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	－	－	－	－	－	－
(2)総務費	－	－	－	－	－	－
(3)民生費	－	－	－	－	－	－
(4)衛生費	－	－	－	－	－	－
(5)農林水産業費	－	－	－	－	－	－
(6)商工費	－	－	－	－	－	－
(7)土木費	－	14,265	－	－	－	14,265
(8)消防費	－	－	－	－	－	－
(9)教育費	－	－	－	－	－	－
(10)公債費	－	－	－	－	－	－
(11)諸支出金	－	－	－	－	－	－
(12)予備費	－	－	－	－	－	－
合計	－	14,265	－	－	－	14,265
現計予算の内訳	24,609,832	30,442,206	1,307,350	3,357,648	121,198,799	180,915,835
総計	24,609,832	30,456,471	1,307,350	3,357,648	121,198,799	180,930,100
総計の構成比（％）	13.6	16.8	0.7	1.9	67.0	100.0

議案第　48　号

枚方市自家用有償旅客運送自動車条例の制定について

次のとおり枚方市自家用有償旅客運送自動車条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和　8　年（2026年）10　月　7　日提出

枚方市長　伏　見　　隆

提案理由　枚方市自家用有償旅客運送自動車を設置するため。

枚方市条例第　　号

枚方市自家用有償旅客運送自動車条例

（設置）

第１条　市民の生活に必要な交通手段の確保を図ることにより、地域の活性化を促進するため、枚方市自家用有償旅客運送自動車を設置する。

（事業）

第２条　枚方市自家用有償旅客運送自動車は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第２号に規定する自家用有償旅客運送を行う。

（路線）

第３条　枚方市自家用有償旅客運送自動車を運行する路線は、次のとおりとする。

⑴　樟葉駅と楠葉面取町を結ぶ路線

⑵　樟葉駅と北片鉾町を結ぶ路線

⑶　樟葉駅と養父元町を結ぶ路線

２　前項に規定する路線の運行経路及び乗降場所は、本市の区域内において行われていた法第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）に係る路線を考慮し規則で定める。

（運行日等）

第４条　枚方市自家用有償旅客運送自動車の運行日は、１月１日から12月31日までとし、運行時間は、午前７時から午後９時までの間において規則で定める。

２　市長は、天災その他やむを得ない事由により枚方市自家用有償旅客運送自動車の運行に支障があると認めるときは、運行時間を変更し、又は運行を休止することができる。

３　前２項に定めるもののほか、枚方市自家用有償旅客運送自動車の運行に必要な事項は、規則で定める。

（使用の許可）

第５条　枚方市自家用有償旅客運送自動車を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用の許可の基準）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、枚方市自家用有償旅客運送自動車の使用を許可しないものとする。

⑴　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

⑵　枚方市自家用有償旅客運送自動車の車両又は停留所を損傷するおそれがあると認めるとき。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。

⑷　管理運営上支障があると認めるとき。

⑸　前各号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

（使用料の納付）

第７条　枚方市自家用有償旅客運送自動車の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

２　前項の使用料の額は、１回の使用につき、大人（12歳以上の者（小児（小学校就学の始期から12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）にあっては、270円とし、小児及び幼児（１歳から小学校就学の始期に達するまでの間にある者をいう。以下同じ。）にあっては、140円とする。

３　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者の使用料の額は、無料とする。

⑴　第３条第１項に規定する路線に近接して運行される一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線を運行する者が発行する乗車券（これに相当するものを含む。）であって第１条の目的に資するものとして規則で定めるものを提示する者

⑵　大人又は小児が同伴する幼児（大人１人又は小児１人につき２人までに限る。）

４　使用料は、枚方市自家用有償旅客運送自動車の使用を終了するまでに納付しなければならない。

（使用料の還付）

第８条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第９条　市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用の許可の取消し等）

第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、枚方市自家用有償旅客運送自動車の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。

⑴　使用者が偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。

⑵　使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は使用の許可に係る条件に違反したとき。

⑶　第６条各号のいずれかに該当することとなったとき。

⑷　災害その他緊急やむを得ない理由により、市長が特に必要があると認めたとき。

２　市は、前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止の措置が行われた場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき特別の事由があると認められる場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第11条　枚方市自家用有償旅客運送自動車の車両又は停留所に損害を生じさせた者は、市長の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第12条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。